

岡山大学教育推進機構教師教育開発センター紀要に関する要項

〔令和 7 年 8 月 6 日〕
教育推進機構長裁定
改正 令和 8 年 4 月 22 日

（趣旨）

第 1 条 この要項は、岡山大学教育推進機構教師教育開発センター規程（令和 7 年岡大教機規程第 3 号）第 13 条の規定に基づき、岡山大学教育推進機構教師教育開発センター（以下「センター」という。）における紀要の刊行に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第 2 条 紀要の名称は、「岡山大学教育推進機構教師教育開発センター紀要」（以下「紀要」という。）とする。

（内容）

第 3 条 紀要に掲載する内容は、主として教師教育（教員養成教育、現職教育）及び教育実践に関する研究論文、実践報告、研究ノート、資料等（以下「論文等」という。）とする。

2 論文等は未発表のものに限る。ただし、学会等で口頭発表されたものについては、この限りではない。

3 論文等の執筆区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 研究論文
- 二 実践報告
- 三 研究ノート
- 四 資料等

（発行）

第 4 条 紀要の発行は、原則として、年 1 回とする。

（紀要編集委員会）

第 5 条 紀要の編集のために、紀要編集委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、専らセンターを担当する教員をもって構成する。

3 委員会は、原稿の掲載、執筆区分、掲載順序及び体裁等の決定に係る業務を行う。

4 委員会は、論文等の内容等について疑義が生じた場合は、委員会が著者と協議し、必要があれば訂正等を求めることができる。

5 その他、委員会について必要な事項は、別に定める。

（投稿資格者）

第 6 条 紀要に投稿することができるのは、次の各号に掲げる者とする。

- 一 岡山大学（以下「本学」という。）に所属する教員（附属学校園の教員を含む。以下「本学教員」という。）並びにその共同研究者

- 二 その他、委員会が認めた者
- 2 連名の場合、第一著者となることができるのは、次の各号に掲げる者とする。ただし、第二号及び第三号に定める者が第一著者となる場合は、必ず共著者に前項第一号に定める本学教員が含まれていなければならない。
 - 一 前項第一号に定める本学教員
 - 二 本学及び兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の大学院生（修了生を含む。）
 - 三 本学の卒業生
- 3 論文等の投稿は、1人3編以下とし、第一著者は1編とする。
- 4 特別寄稿は、委員会が認めた者に限る。

（原稿執筆要領）

第7条 原稿執筆要領については、委員会にて別に定める。

（投稿原稿の提出）

- 第8条 投稿原稿の提出にあたっては、原稿執筆要領に従い、別に定める投稿原稿提出書を添付し、教育学系事務部（以下「事務部」という。）に提出する。
- 2 投稿原稿は、毎年10月31日（当日が土曜日又は日曜日の場合は翌勤務日）までに事務部に提出するものとする。

（校正）

- 第9条 校正は原則として二校までとし、執筆者の責任において行うものとする。校正刷は、事務部を通して受け取り、14日以内に校正を終え、事務部に返却する。校正に当たって原文の変更は認めない。

（著作権等）

- 第10条 紀要に掲載された論文等の著作権（電子化・公開化することを含む。）はセンターに帰属する。ただし、論文等の著者は、センターの許諾を得ずに、その掲載論文を他に転載できるものとする。その際、転載先には、当該論文等が紀要に掲載されていることを明記することとする。
- 2 委員会は、掲載された論文等を電子化し、「岡山大学学術成果リポジトリ」に掲載して公開することができる。

（倫理的配慮）

- 第11条 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載する場合、著作権に関わる法令上の手続きは、著者があらかじめ処理するものとする。それらについて問題が生じた場合は、その責は著者が負うものとする。
- 2 人を対象とした研究の場合には、インフォームドコンセントを得ているものとする。また、投稿論文等チェックリストを参照し、必要な場合には研究倫理審査を受けているものとする。
 - 3 個人情報（学校等の団体名、人物名、人物写真等）の取扱いに配慮するものとする。個人情報を掲載する場合、承諾を得たことを証明する書類（メール文書等）を添付するものとする。

(その他)

第 12 条 抜刷にかかる金額は、執筆者負担とする。

(雑則)

第 13 条 この要項に定めるもののほか、紀要の刊行に関し、必要な事項は、委員会において決定する。

附 則

この要項は、令和 7 年 8 月 6 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、令和 8 年 4 月 23 日から施行する。